金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のも		360円

現行

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のも		300円

	の				
	外径が1メートル以上のもの				720円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの		4円
			その他のもの		12円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	960円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600円
			地下に設けるもの		360円
	その他のもの				1,200円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				950円
	地下に設ける通路				570円
	その他のもの				1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1か月	190円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	190円
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識			1本につき1年	960円
	旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円

	の				
	外径が1メートル以上のもの				610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの		3円
			その他のもの		10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
			地下に設けるもの		300円
	その他のもの				1,000円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				900円
	地下に設ける通路				540円
	その他のもの				1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1か月	180円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)		一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	180円
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識			1本につき1年	810円
	旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円

		その他のもの	1本につき1か月	190円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900円
		その他のもの		950円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1か月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額

		その他のもの	1本につき1か月	180円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,800円
		その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1か月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額

備考　省略

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第15号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額

備考　省略